

15. キャンパスセクシャルハラスメントの防止

1. 基本方針

キャンパスセクシャルハラスメント（以下キャンパスセクハラという）とは、Campus＝校内の Sexual＝性的 Harassment＝嫌がらせ。合わせると、「学校内での性的嫌がらせ」という意味です。

新潟コンピュータ専門学校（以下本校という）では、キャンパスセクハラを防止し、健全で快適な教育環境を作るよう努力します。学生の皆さんはもちろん教職員など学校に関る人たちは、この方針に基づき、個人個人を尊重し合い、学校生活を送るよう留意してください。

キャンパスセクハラは、人としての尊厳を侵害する重大な不当性差別行為です。本校においては、このような行為は容認せず、厳正な態度で臨みます。

学校に関る人たちとは、学生の皆さん、教職員、インターンシップ先、業者等全ての関係者を指します。

2. 定義

（1）対価型セクハラ

相手方の意に反する性的な言動を取り、それに対する対応によって、修学・教育または研究を行う上で、一定の利益または不利益を与える行為（学校では、地位や立場を利用して交際や性的関係を強要するもの、関連して職権を用いて報復されたり、条件の不利益を受けるものと捉えます。）

（2）環境型セクハラ

相手方の意に反する性的言動により、就学・教育または研究を行う環境を損なう行為。（学校では、学生同士・学生と教職員等において不快な性的言動によって当事者が屈辱的、敵対的感情を抱くと同時に周囲の環境にも、同影響を与えるものと捉えます。）
※自分の言動が、他の人にどう受け止められるかはその人の価値観で違います。自分の言動には充分留意しましょう。

3. 防止啓発

キャンパスセクハラのない学校にするために、学生の手引きを用いて年間2回程度の読み合わせ・確認会を行います。また、学校内にキャンパスセクハラ防止対策委員があり、啓発や注意の他、相談・申告に応じます。学生の皆さんはセクハラを「しない」「させない」「見たら注意する」ということを念頭におき、行動してください。

4. 相談・苦情・申告の場合

被害等に関する相談は一人で悩まず相談してください。相談は担任の先生その他学内にいるキャンパスセクハラ防止対策委員にもできます。担任の先生もしくは学内対策委員に電話（学校の電話）・対面・Eメールで相談・申告をしてください。

・学内対策委員（教務部長 江村智史）のメールアドレス emura.satoshi@nsg.gr.jp

5. 注意事項

- （1）学内対策委員にEメールでの相談・申告の際は、学科名・氏名を記載下さい。
- （2）面白半分あるいは事実と反する内容の相談・申告をした場合、厳しく対処する場合があります。